



巧みなバトンパスで



理事 池田 順道

本誌が出される頃には、社会福祉法人制度改革の施行に係る政省令が既に発布されていて、今現在は所轄庁に定款変更の申請を行っている、若しくは申請準備を行っているところでしょうか。

私が初めに目にした頃からずっと定款準則は、まさしく準じなければならない規則であり、定款に記載されている内容はもちろんのこと、句読点の位置や漢数字の使用についても「まったく同じにしなければならない」と教わった。

ところが今回、「準則」という位置づけから「例」として改正されたので、必要的記載事項が全て記載され、その内容が法令に沿ったものであれば、「例」の文言に拘束されないものとなっている。制度改革施行に係る今後しなければならないことがたくさんあるが、余力があれば是非法人の理念やその法人の社会的役割などについても盛り込んだ、独自の定款作りに挑戦してほしいものである。

ただし、「評議員の任期を6年まで伸長する」「役員の任期を短縮する」「補欠評議員の任期を退任評議員の残任期とする」「議事録署名人を理事長及び出席した監事とする」「理事会の決議の省略」「理事長、執行理事の理事会への報告頻度（年2回以上）」「役員等の損害賠償責任の一部免除に関する規定」「責任限定契約に関する事項」など、記載がなくても定款の効力に影響がないが、定款の定めがなければ、その効力を生じない『相対的記載事項』や、「事業報告・予算を評議員会承認事項」「理事会の開催頻度、時期」「評議員会の開催頻度、時期」など、記載がなくても定款の効力に影響はないが、記載したものを変更するときは、定款変更の手続きが必要となる『任意的記載事項』についても、法人の実情に合わせて、どのように記載するか、または記載しないか等、内容を吟味する必要がある。

定款変更の後には、評議員選任・解任委員会の設置、理事会による評議員候補者の推薦、理事会による推薦理由の説明、評議員選任・解任委員会による評議員の審議及び決議という手続きをこなす必要がある。また、法人の規模によって、会計監査人の配置や、内部管理体制の整備が求められる。それらの設置は法人の規模により義務付けられることになるが、適正な会計処理と、法人のガバナンスの確保を行うことは、全ての法人に求められていることである。また、保育園を運営する社会福祉法人の多くにはあまり当てはまらないとは考えられるが、純資産の額が事業の継続に必要な財産額を差し引き、社会福祉充実残額がある場合には公益事業を行う必要がある。そして、その公益事業とは別に地域における公益的な取り組みを実施する責務が生じる。いわゆる地域貢献事業の実施責務である。これだけ多くのことが今回の法改正により取り組まなければならない事項としてあげられており、社会から求められている社会福祉法人の新しい姿なのである。

今年の夏をより熱くしたりオデジャネイロ・オリンピックの陸上男子400メートルリレーにおいて、見事銀メダルに輝いた日本男子チームの山縣亮太選手、飯塚翔太選手、桐生祥秀選手、ケンブリッジ飛鳥選手の活躍は記憶に新しい。アジア新記録となった37秒60という記録樹立の陰には、バトンパスの技術の高さがあったことは有名な話である。

定款の最後には、設立当時の役員の名前が記されている。そこに記されている先達が、堂々と立ち並び、お手並み拝見とばかりにこやかに見守る姿が想像される。先達の設立当時の思いを受け止め、新しい感覚も加味した上で、確かな技術をもってバトンを受け継いでいくことが、今の私たちに求められている。